

学習指導要領の改訂

(1) 小・中学校学習指導要領(平成20年3月告示)

- 【改訂のポイント】
- ・学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備
 - ・一人一人の実態等に応じた指導の充実
 - ・交流及び共同学習の推進

<中学校学習指導要領>（小学校学習指導要領もほぼ同旨）

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(8) 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

<中学校学習指導要領解説 総則編>

第3章

第5節 8 障害のある生徒の指導

中学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある生徒とともに、通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある生徒が在籍していることがあり、これらの生徒については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。

(2)特別支援学校学習指導要領等(平成21年3月告示)

1. 今回の改訂の
基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校
及び高等学校の教育課
程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多
様化に対応し、一人一人
に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進す
るため、職業教育等を充
実

2.
主な改善事項

障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、全ての児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校(知的障害)における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

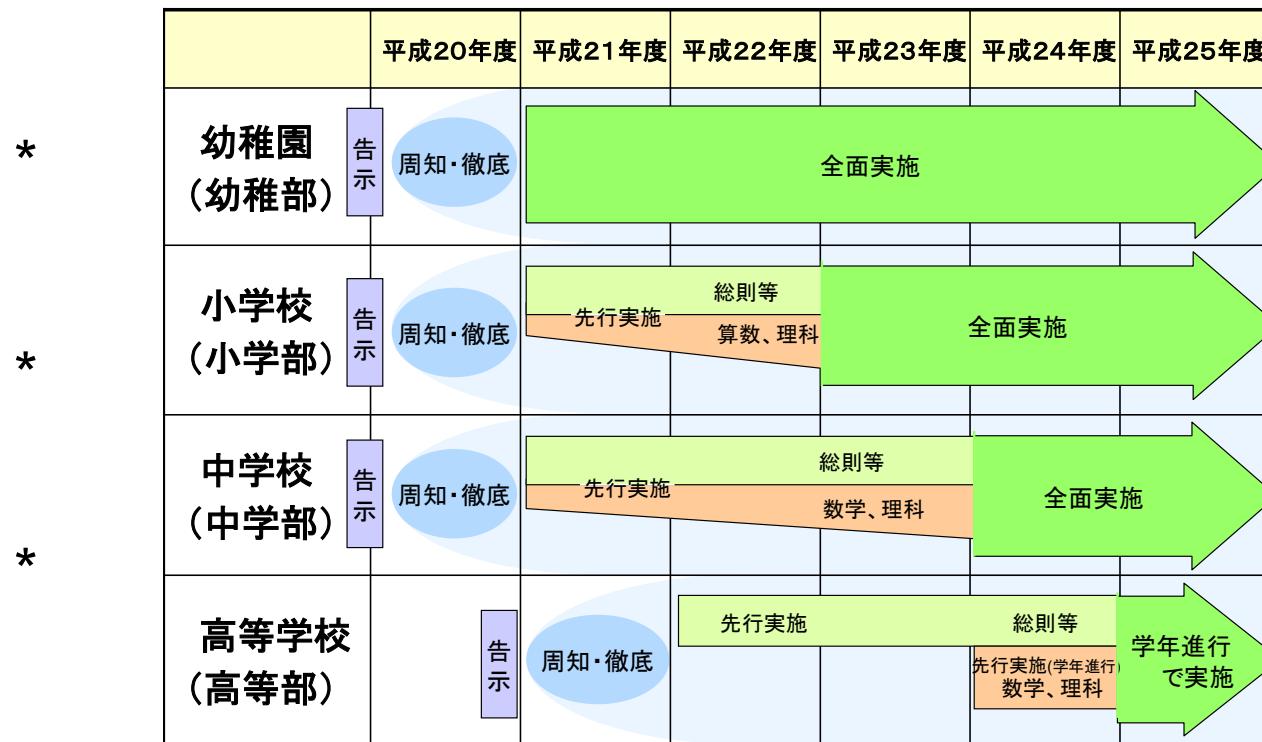
交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うこと
- を規定

○学習指導要領の実施時期

小学校・中学校・高等学校学習指導要領等の実施スケジュールに準拠

新学習指導要領等の実施スケジュール



(*注:特別支援学校幼稚部・小学部・中学部の学習指導要領告示は平成21年3月)

障害のある児童生徒に係る学習評価の在り方

- 児童生徒の障害の状態等を十分理解しつつ、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握する工夫が必要
- 学習指導要領に定める目標に準拠して評価を行うこと、学習指導と学習評価を一体的に進めることなど、学習評価の基本的考え方は同じ

現 状

- 特別支援学校や特別支援学級に在籍したり、通級による指導を受けたりする児童生徒の増加
- 障害の重度・重複化、多様化

新しい学習指導要領

- 特別支援学校に在籍するすべての児童生徒について個別の指導計画の作成を義務付け
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習を推進

【特別支援学校に在籍する児童生徒に係る学習評価】

- ・ 個別の指導計画に基づいた学習の状況や結果を評価
- ・ 指導要録については、原則として小・中学校の指導要録の改善に対応した改善を行うとともに、知的障害の場合には引き続き一人一人に設定する指導内容や教育課程を踏まえて記述
また、交流及び共同学習に関しては、相手先の学校名や実施内容、成果等を記述

【小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒に係る学習評価】

- ・ 特別支援学級の児童生徒については、特別支援学校における評価方法等を参考
- ・ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒については、通級による指導の内容や効果的と考えられる指導方法等を記述

特別支援教育係る施策～平成23年度特別支援教育関係予算～

35人以下学級の推進による教職員定数の改善

(平成23年度 義務教育費国庫負担金予算案)

▼ 趣 旨

平成23年度予算案 1兆5,666億円(対前年度 ▲271億円)

新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応し、教員が子ども一人一人に向き合う時間を確保することにより、子どもたちの個性に応じたきめ細やかで質の高い教育の実現が急務。

このため、35人以下学級については、平成23年度は小学校1年生について制度化する。

学級編制の標準の引下げは、現行の40人学級がスタートした昭和55年以来、30年ぶり

▼ 23年度予算案の概要

小学校1年生の35人以下学級の実現に必要な4,000人の教職員定数を措置するため、純増300人を含む2,300人の定数改善を行う。

教職員定数は、平成22年度に引き続き純増→2年連続の純増は、平成3年度以来、20年ぶり

※既に地方自治体において少人数学級に使われている加配定数1,700人分を活用。

※少人数指導や通級指導などを実施するための加配定数は引き続き維持。

【23年度予算案 4,000人の内訳】

①小学校1年生の35人以下学級の実現 3, 770人

②35人以下学級の実施に伴う教職員配置の充実 230人

- ・副校長・教頭の配置の充実(100人)
- ・生徒指導(進路指導)担当教員の配置の充実(30人)
- ・事務職員の配置の充実(100人)

加配教職員定数について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導の実施、いじめや不登校等への対応など、指導校が個々に抱える特例問題に解き置かれているもの。

平成23年度予算(案)における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどきめ細かな指導方法改善	39,423人
通級指導対応 (法15条2号)	<u>比較的軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導対応</u>	<u>4,340人</u>
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	6,677人
主幹教諭の配置 (法15条3号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	1,448人
研修等定数 (法15条5号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	5,484人
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	282人
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	279人
事務職員 (法15条4号)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	872人
合 計		58,805人